

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成17年度第2回) 議事要旨

第1 日時

平成17年11月7日(月) 午後零時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

第3 出席者

(委員) 河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎(委員長)・樋口晟子・石井政治

(庶務) 佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成17年度第1回仙台地域委員会議事要旨の確定について
- 2 東北6県の弁護士会長あて書簡(案)の確定について
- 3 提供された情報の取扱いについて

第5 議事

- 1 平成17年度第1回仙台地域委員会議事要旨の確定について
庶務案について、委員からの意見を踏まえて一部修正の上、確定された。
- 2 東北6県の弁護士会長あて書簡(案)の確定について
庶務案のとおり確定された。
- 3 提供された情報の取扱いについて
(1) Aから提供された情報について

「基本的に、顕名で出されたものはすべて中央の委員会に送付する扱いが相当であると考えているが、本件については、評価の根拠となった具体的な事実として、この程度の記載があるのだから、送付するのが相当である。」との意見に対し、「顕名で出されたものをすべて中央の委員会に送付するのであれば、地域委員会の使命は何かということになる。送付を受けた中央の委員会でも困るのではないか。」、「地域委員会には、提供された情報の事実関係の正確性を確認するという役割がある。」、「本書面については、舌足らずで趣旨不明な部分が多く、評価の根拠となった事実の具体性にも乏しく、情報の持っている確かさに疑問が残る。」、「記載されている内容には印象や単なる評価が多い。根拠が曖昧であり、そのまま中央の委員会に送るのはいかななものか。送るとしたら、当委員会で、この情報についてどのように捉えているか意見をきちんと付して送るべきではないか。」との意見が出され、その上で、提供された情報のうち、具体的事件の処理に関する記述について事実関係を確認する必要があるため、裁判所から当該事件の判決の写しを取り寄せた上、次回の委員会において、再度審議することとされた。

(2) Bほかから提供された14通の情報について

「いずれの情報も、率直な印象は述べられているものの、その根拠の指摘が抽象的で、情報の価値としては低い。評価している人のものさしがはっきりしないまま、良い悪いだけで生の具体的な事実がない以上、信任情報も含め、いずれの情報も送付する必要はないのではないか。」との意見に対し、「指名候補者に関する情報は全国から集まるものであり、情報に基づいて最終的な結論を出すのは中央の委員会の役割なので、顕名の情報は基本的にはすべて送付するのが相当である。評価の具体的な理由の記載が抽象的であり、評価の根拠となる具体的な事実の記載がないのは否めないが、中央の委員会への送付に際しては、地域委員会としてその旨の意見を付して送付してはどうか。」との意見のほか、「マイナス情報については検討を要するが、信任

情報については、中央の委員会に寄せられた他の情報との対比資料にもなり得るものであるから、その記載が多少抽象的なものであっても送付すべきではないか。」などの意見が出され、その上で、送付の要否及び仮に地域委員会としての意見を付した上で全件送付することとした場合の意見の内容について、次回の委員会において、再度審議することとされた。

(3) C検事から提供された情報について

いずれの情報も、他の検察官から聴取した結果による情報であり、提供者本人のものではない以上、適式性に問題があることから、中央の委員会へは送付しないこととされた。

なお、指名候補者の指名の適否に関する情報の提供に当たっては、庁として所属の検察官から情報を取りまとめるのは相当ではないことから、検察庁に対し、地域委員会委員長名の書簡によって、情報については、それを有する検察官から地域委員会あてに直接顕名で提供してもらうよう周知方を依頼することとし、次回の委員会において、書簡の内容について審議することとされた。

第6 次回の予定について

11月15日（火）午後1時30分